

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業補助金交付申請書

年 月 日

愛媛県林材業振興会議会長 様

【施主】

住 所

氏 名

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業実施要領第3の規定により、補助金の交付を申請します。

建築予定地	
建築予定期間	
上棟予定年月日	
施工予定者	
他の補助事業の適用	・適用を受ける他の補助事業（有・無） （名称：） ・地域材利用木造住宅利子補給制度（有・無） （名称：）
備 考	

注1) 地域型住宅グリーン化事業における地域材加算等の補助内容が重複する補助とは併用できません。

注2) 裏面「確認書」の内容を確認して下さい

注3) 添付書類・・・建築予定を示した地図

設計図面（延床面積記載図のみ）又は確認済証の写

(裏面)

## 「令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業」の申請にあたっての確認書

「令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業」の申請にあたり、次の1～3に掲げる条件に異議ないことを確認します。

### 1. 交付される補助金額

①1件あたりの補助金額は、412,000円とする。

### 2. 建築される住宅等に関する条件

①県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等

②下記に掲げる主要構造部材の全てに県産ヒノキ材を利用し、主要部材の概ね80%以上が県産材である、延床面積80㎡以上の住宅等

③主要構造部材に利用する県産ヒノキ材については、日本農林規格（JAS）に合格した材、または、同等以上の品質を有するものとして一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けを行ったものであって、かつ、天然乾燥または人工乾燥により20%以下の含水率にいたるまで乾燥させた材を利用する住宅等

④建設中、愛媛県林材業振興会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会を行う等、PRに協力することができる住宅等

⑤完成後、アンケートに答える等3年間のモニター協力ができる住宅等

⑥建築基準法及びその他関係法令（用地等含む）を遵守して建築する住宅等

⑦国及び県による内容が重複する補助を受けていないこと。

### 3. その他

①本事業は、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業実施要領に基づき行い、愛媛県及び愛媛県林材業振興会議は建築に関する一切の責任を負わない。

主要構造部材	管柱、土台
--------	-------

主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル
------	--

(注) 大工・工務店等施工業者とともに十分ご確認下さい。

年 月 日

#### 【申請者】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

#### 【施工業者等】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号